

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十八号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は不服申立人」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(意見の聴取への準用)

第五条 前条第一項及び第五項の規定は、法第三十四条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前条第一項中「知事」とあるのは「審理員(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。)」と、「第三十三条」とあるのは「第三十四条第二項」と、「当該処分をしようとする相手方」とあるのは「審査請求人」と、同条第五項中「議長」とあるのは「審理員」と読み替えるものとする。

(知事が保有する行政文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

一 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)第八条

二 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第三号)第十条

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第三十五号)の一

部を次のように改正する。

様式第二号中「60日」を「3月」に、「なお」を「ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。なお」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一号の規定による改正後の知事が保有する行政文書の公開等に関する規則第八条の規定及び第二条第二号の規定による改正後の知事が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則第十条の規定は、この規則の施行後にされた行政庁の処分又は不作為に係る秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）第三十二条の規定による運用状況の公表及び秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第二百二十八号）第五十条の規定による運用状況の公表（以下この項において「公表」と総称する。）に係る事項について適用し、この規則の施行前にされた行政庁の処分に係る公表に係る事項については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正前の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。